

第 147 回高知県都市計画審議会

議 案 書

令和 3 年 2 月 25 日



2 高都計第 440 号

令和 3 年 1 月 25 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



安芸都市計画道路（1・5・2号安芸中央線）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

安芸都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路1・6・2号安芸中央線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・5・2	安芸中央線	安芸市伊尾木字杉ノ下	安芸市穴内乙字腰掛	安芸市西浜字小八王寺	約 5,800 m		2車線	12.0 m		
	構造形式の内訳		安芸市伊尾木字杉ノ下	安芸市黒鳥字椎ノ木谷		約 3,860 m	嵩上式	/	12.0 m		
			安芸市黒鳥字椎ノ木谷	安芸市黒鳥字椎ノ木谷		約 40 m	地表式		12.0 m		
			安芸市黒鳥字椎ノ木谷	安芸市西浜字一ノ畝		約 1,130 m	地下式		12.0 m		
			安芸市西浜字一ノ畝	安芸市穴内乙字腰掛		約 770 m	地表式		12.0 m		
		なお、安芸市伊尾木字杉ノ下地内に出入口を設ける。（安芸東インターチェンジ） なお、安芸市西浜字小八王寺地内に出入口を設ける。（安芸中インターチェンジ）						「備考」 県道大久保伊尾木線に接続 「備考」 都市計画道路 安芸中央インター線に接続			

理由

別紙-1より

安芸都市計画道路の変更（高知県決定）

別紙-1



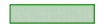

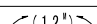
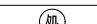

理由

安芸都市計画道路1・6・2号安芸中央線は、安芸市伊尾木字杉ノ下を起点とし、安芸市穴内乙字腰掛に至る延長5.8kmを自動車専用道路の都市計画道路として平成23年に都市計画決定した路線である。地質調査や詳細設計等が行われたことにより、縦断計画の変更や構造の見直し等、当初計画との相違が生じたことから、この度下記のとおり都市計画の変更を行う。

当路線の変更内容は以下のとおりである。

- ・軟弱な地盤層が確認され、大規模な軟弱地盤対策が必要であることから盛土構造と橋梁構造で比較検討を行い、周辺影響、経済性が優位な橋梁構造としたことによる道路幅減。
- ・剛性中央分離帯設置のため幅員の確保による道路幅増。
- ・道路縦断見直しに伴い土工部の道路幅増減。
- ・盛土擁壁構造の見直しによる道路幅増減。
- ・トンネル管理設備場所の確保による道路幅増。
- ・トンネル坑口付近の道路縦断の見直しに伴い切土範囲増減による道路幅増減。
- ・安芸西ICの接続方法の見直しによる道路幅減。

総括図 S=1:10,000

凡 例	
——	都市計画区域
	公共下水道
	土地区画整理
	公園及緑地
	都市計画道路
3.5.1 線	名 称
	幅 員
	終末処理場
	インターチェンジ



1:10,000

法定図書	
都市計画区域名	安芸都市計画区域
路線名	1.5.2 安芸中央線
図面の種類	総括図
縮尺	1/10,000
図面番号	4 葉之内 1

安芸市役所

計画図(1/3)

S=1:2,500

凡例
都市計画決定区域




1.5.2 安芸中央線 L=5,800m W=12.0m
高上式 L=3,860m W=12.0m

安芸中央線

法定図書	
都市計画区域名	安芸都市計画区域
路線名	1.5.2 安芸中央線
図面の種類	計画図(1/3)
縮尺	1/2,500
図面番号	4葉之内 2

計画図(2/3)

S=1:2,500

凡例
 都市計画決定区域

1.5.2 安芸中央線 L=5,800m W=12.0m

嵩上式 L=3,860m W=12.0m



法定図書	
都市計画区域名	安芸都市計画区域
路線名	1.5.2 安芸中央線
図面の種類	計画図(2/3)
縮尺	1/2,500
図面番号	4葉之内 3

計画図(3/3)

S=1:2,500

凡例

都市計画決定区域



法定図書	
都市計画区域名	安芸都市計画区域
路線名	1.5.2 安芸中央線
図面の種類	計画図(3/3)
縮尺	1/2,500
図面番号	4葉之内 4